

令和7年12月3日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1283号 消費者契約法12条に基づく差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月8日

判 決

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

原 告	特定非営利活動法人
	消費者支援かながわ
同代表者理事	武 井 共 夫
同訴訟代理人弁護士	小 野 仁 司
	西 本 暁
	石 塚 陽 子
	松 岡 泰 樹
	伊 藤 正 篤

奈良県御所市柏原675番地の2

被 告	ワンニャンハウス株式会社
同代表者代表取締役	阪 口 泰 造
同訴訟代理人弁護士	仲 隆
	佐 藤 り か

主 文

- 1 被告は、消費者との間でペットの売買契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはない。
- 2 被告は、別紙契約条項目録記載の条項が記載された書面及び電磁的記録を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、被告が別紙契約条項目録記載の意思表示を行

うための事務を行わないことを指示せよ。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

主文第 1 項ないし第 3 項と同旨

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）2条4項にいう適格消費者団体である原告が、ペット類の販売等を行っている事業者である被告に対し、被告が用いている売買契約書中の別紙契約条項目録記載の各規定が法8条、8条の2又は10条に規定する消費者契約の条項に当たる旨主張して、法12条3項本文に基づき、①上記各規定を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の停止、②上記各規定が記載された書面等の破棄、③これらの行為の停止又は予防に必要な措置として、従業員らに対し上記意思表示を行うための事務を行わないことの指示をするよう求める事案である。

2 法の定め

本件に関係する法の定めは、別紙「消費者契約法の定め」のとおりである。

3 前提事実（当裁判所に顕著な事実、争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、法2条4項にいう適格消費者団体である。

イ 被告は、犬・猫等ペット類の販売等を目的とする株式会社であり、法2条2項にいう事業者である。被告は、「ワンニャンハウス」という屋号で、神奈川県内等に店舗を設置して、ペットの販売を行っている。

(2) 被告における売買契約書

ア 被告は、ペットの購入者との間で、「ペット売買契約書」と題する契約書

(契約書ひな形が印刷された契約書用紙。以下「本件契約書」という。)を用いて、ペットの売買契約を締結している。(甲4)

イ 本件契約書には、別紙契約条項目録記載の条項(以下、この全体を「本件契約条項」という。)のほか、本件契約書末尾記載に続いて、下記条項が含まれている(なお、別紙において定義した略称等は本文中においても用いる。))。

記

「契約事項に明記されていない問題が生じた場合は署名をした購入者との話し合いとなりますが、第三者や代理人を立てる場合もあります。」(以下「本件協議条項」という。)

(3) 書面による事前の請求及び本件訴えの提起

ア 原告は、被告に対し、令和5年3月5日到達の、法41条1項に定める事項を記載した書面により差止請求をした。

イ 原告は、令和5年3月31日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件契約条項が法8条1項1号、2号、8条の2又は10条に当たるかどうかである。

(原告の主張)

(1) 本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載について

本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載は、他の契約条項に定めた保証以外は瑕疵担保責任を免責するとか、返金返品その他法的責任を負わないといった旨を定めているところ、下記(2)ないし(4)のとおり、他の契約条項において、解除権を認める規定がなかったり、損害賠償請求権を免除させたりしているため、他の契約条項と相まって、法8条1項1号、2号、8条の2、10条に当たる。

(2) 本件契約書①AないしCの規定について

ア 法8条の2に当たること

5 ペットの売買契約において、ペットは代替物であり、販売業者から買主に引き渡されたペットが契約内容に適合しない場合、買主は契約を解除することができる。

10 本件契約書①AないしCの各規定は、保証の範囲について、病死、先天性障害、門脈シャント等といった契約不適合があった場合において、一定条件の下で代替保証等を認めるものの返金はしない扱いとする旨を定めるものであるから、これらは、その効果として契約解除を一切認めず、買主の解除権を放棄させる規定である。

したがって、本件契約書①AないしCの各規定は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載と相まって、法8条の2に当たる。

イ 法8条1項1号に当たること

15 本件契約書①Aの規定は、被告の債務不履行によりペットが病死した場合において、その病死が購入日から1年以内でない場合には一切損害賠償をしない旨を定めたものと解される。また、病死が1年以内であっても、代替保証しか認めず、金銭賠償に応じないことを定めたものと解される。そうすると、これらの場合においては、被告は一切損害賠償をしないことになるから、本件契約書①Aの規定は、事業者の責任の全部を免除する条項に当たる。

20 本件契約書①Bの規定は、ペットに先天性障害がありそれが被告の債務不履行に当たる場合において、それが購入日から3か月以内に発現したものでない限りは一切損害賠償をしないことになる旨を定めたものと解される。また、先天性障害のうち、幼少期治療が必要か判断が付きにくい生体や成長過程で判断する症状については、3か月以内に発現したものであ
25 っても一切損害賠償をしないことを定めたものと解される。そうすると、

本件契約書①Bの規定は、これらの場合において、事業者の責任の全部を免除する条項に当たる。

上記の解釈及び帰結は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載が存在しないとしても左右されるものではない。したがって、本件契約書①A及びBの規定は、本件契約書⑩及び本件契約書末尾記載と独立に、法8条1項1号に当たる。

ウ 法8条1項2号に当たること

本件契約書①Bの規定は、ペットに先天性障害がありそれが被告の債務不履行に当たる場合において、それが購入日から3か月以内に発現したものであり、かつ、ただし書記載の除外事由に当たらない場合でさえも、治療費の負担は購入価格の50%を限度とすることを定めており、これにより、消費者の損害のうち、治療費以外の損害費目（ペットの入通院のための交通費等）及び購入価格の50%を超える治療費の賠償責任を故意又は重大な過失の有無を問わず被告の責任を免除しているものと解される。そうすると、本件契約書①Bの規定は、被告の故意又は重大な過失の有無を問わず被告の責任の一部を免除する条項に当たる。

本件契約書①Cの規定は、ペットが門脈シャント、猫伝染性腹膜炎に罹患しておりそれが被告の債務不履行に当たる場合において、購入日から3か月以内に発病したものであっても、治療費の負担は購入価格の50%を限度とすることを定めており、これにより、消費者の損害のうち、購入価格の50%を超える治療費の賠償責任を被告の故意又は重大な過失の有無を問わず免除しているものと解される。そうすると、本件契約書①Cの規定は、被告の故意又は重大な過失の有無を問わず事業者の責任の一部を免除する条項に当たる。

なお、本件協議条項は、契約事項に明記されていない問題が生じたときに協議することを定めたものにすぎず、協議によって被告が損害賠償責任

を負う場合があると読むことは不可能である。また、本件協議条項があることを踏まえても、本件契約書①B及びCの規定は、被告に故意又は重大な過失がある場合についても、一律に被告の責任を一部免除する旨の規定である。

上記の解釈及び帰結は、本件契約書⑩及び本件契約書末尾記載が存在しないとしても左右されるものではない。したがって、本件契約書①B及びCの規定は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載と独立に、法8条1項2号に当たる。

エ 法10条に当たること

ペットの売買契約において、ペットは代替物であり、販売業者から買主に引き渡されたペットが契約内容に適合しない場合、買主には、民法562条の追完請求権（代替物の引渡請求権、修補請求権）、民法563条1項の代金減額請求権及び民法564条（541条、542条）の解除権が認められる。仮にペットが特定物かつ不代替物であるとしても、買主には修補請求権、代金減額請求権及び解除権が認められる。ペットの病気の治療は、目的物を契約内容に適合する品質にするものであるから、修補に当たる。仮にペットの売買の個別のケースにおいて、修補を觀念することができない不適合がある場合又は修補不能な不適合な場合があるとしても、買主には、民法563条2項1号によって、代金減額請求権が認められる。

本件契約書①Aの規定は、代替保証を行う期間を購入日より1年以内に制限するものである。この規定は、民法566条において、買主が目的物の不適合を知った時から1年以内は、種類又は品質に関する目的物の不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる旨定めていること（売主が悪意又は重大な過失によって目的物の不適合を知らなかったときは期間制限もないとしていること）に比して、消費者の権利を制限する条項であって、信義

則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、法10条に当たる。

(3) 本件契約書③6及び7の規定について

5 本件契約書③6の規定は、被告に債務不履行が認められ、かつ本件契約書①AないしC等の規定に該当する場合であっても、明らかに被告が起因となる疾病と証明した診断書及び治療明細書の提出がない場合には、一切保証しない旨を定めたものである。被告の債務不履行が認められる場合に、診断書の提出がないこと等をもって免責されることが許されるはずがなく、本件契約書③6の規定は、法8条1項1号に当たる。

10 本件契約書③7の規定は、診断書代等の諸経費について、被告の故意又は重大な過失の有無を問わず賠償責任を免除するものである。これは、特別損害及び一部の通常損害を免除する趣旨のものであると考えられるため、事業者の故意又は重大な過失の有無を問わず事業者の責任の一部を免除する条項に当たる。したがって、本件契約書③7の規定は、法8条1項2号に当たる。

15 本件契約書③6及び7の規定は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載が存在しないとしても同様の法的効果が生じることから、本件契約書⑩及び本件契約書末尾記載と独立に、上記結論となる。

(4) 本件契約書③10の規定について

20 ペットの病気が人などに感染した場合に生じた治療費等の損害は、いわゆる特別損害であり、本件契約書③10の規定は、これを被告の故意又は重大な過失の有無を問わず免除するものである。そうすると、本件契約書③10の規定は、事業者の故意又は重大な過失の有無を問わず事業者の責任の一部を免除する条項に当たる。したがって、本件契約書③10の規定は、法8条1項2号に当たる。

25 本件契約書③10の規定は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載が存在しないとしても同様の法的効果が生じることから、本件契約書⑩及び本件契約書末尾記載と独立に、法8条1項2号に当たる。

(被告の主張)

(1) 本件契約条項が法8条の2に当たらないこと

生き物である動物は、例外なく、特定物であり、不代替物である。そのため、動物（ペット）の売買における売主は、当該売買の目的物である動物を買主に引き渡せば、目的物引渡債務の履行は完了する。

本件契約条項の中に解除権に関する規定はないが、これは、本件契約書による売買が、現実売買であり、上記のとおり特定物かつ不代替物を目的物とする売買であるため、売主の買主に対する目的物の引渡義務は完了しており、解除権が発生する余地がないからである。

したがって、本件契約条項は、消費者の解除権を放棄させるものとはいえず、法8条の2に当たらない。

(2) 本件契約条項が法8条1項1号に当たらないこと

本件契約条項は、被告の債務不履行により消費者に生じた損害の賠償責任について、本件契約書①AないしCの規定の限度で損害賠償額の予定又はこれに代わる合意（民法420条1項、421条）をするものであり、一定の範囲で被告の責任を認めるものであって、その全部を免除するものではない。

本件契約書③6の規定は、販売事業者側に責任がある旨の獣医師の作成した診断書等がなければ賠償請求に応じないという意味であって、飼い主の賠償請求権がないことを合意するものではないから、当該条項の有効無効の問題は生じない。したがって、本件契約条項は、法8条1項1号に当たらない。

(3) 本件契約条項が法8条1項2号との関係で差止請求の対象とならないこと

ア 法8条1項2号は、消費者契約において、事業者が債務不履行により消費者に生じた損害の賠償責任を負う場合で、事業者が故意又は重大な過失があっても、損害賠償責任を制限する又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する旨の条項をその限りにおいて無効とするものである。これは、単なる軽過失による債務不履行の場合と比較し、事業者に

故意又は重大な過失がある場合には、その帰責性は重いものであり、そのような場合には、その限りにおいて民法の原則どおりの責任を負わせることが妥当であることから定められた規定である。

イ 本件契約条項は、本件契約書末尾記載において、「当店が負える責任は契約書記載のものであり、それ以外は一切責任を負いません。」と定めるにとどまり、被告に故意又は重大な過失がある場合であっても、本件契約書①AないしCの限度しか責任を負わないと明示するものではないし、本件協議条項のように契約事項に明記されていない問題が生じた場合についても柔軟に対応する旨を規定しているのであって、法8条1項2号が予定する契約条項に該当するものではないと理解することのできる条項となっている。仮に、具体的事案で被告に故意又は重大な過失があり、それにより買主に損害が発生したのであれば、その限りで本件契約条項は無効とされるのであり（すなわち、本件契約条項の規定が法8条1項2号により抽象的に無効とされるものではなく）、そのような場合に至らない限り、本件契約条項自体は有効である。したがって、本件契約条項は、法12条3項の差止請求の対象とならない。

ウ 本件請求のうち法8条1項2号に係る部分は、本件契約条項が、不適合責任が認められる場合に被告の故意又は重大な過失の有無にかかわらず損害賠償責任の一部を免除しているものとして、差止請求の対象となるものである。

しかし、上記(1)のとおり、特定物かつ非代替物であるペットについて契約不適合責任は問題とならない。そして、ペットの販売業者が買主に対して健康なペットを引き渡す義務を負っているとしても、本件契約書①AないしCの場合に、ペットの販売業者である被告の故意又は重大な過失が認められる場面を想定することは實際上極めて困難である。しかも、予定しない問題が生じた場合については、本件協議条項が柔軟に対応する旨を規

定しているから、本件契約条項は、法8条1項2号に当たるものではない。

本件契約書①AないしCに関して、「故意又は重大な過失がある場合を除いて、損害賠償責任の一部を免除する」などという具体的な適用場面の想定すら困難な文言を盛り込む必要性自体が認め難く、言い換えれば、このような文言がないために消費者被害が広く拡大しやすい不当な契約条項となっているとはいえないことに鑑みれば、本件契約条項の差止請求を認めるべき必要性自体が存在していない。

(4) 本件契約条項が法10条に当たらないこと

ア 本件契約条項は、事業者の債務不履行責任について損害賠償額の予定又はこれに代わる合意を定めるものである。その内容は、本件契約書①AないしCのように、保証される場合を、病死の場合、先天性障害の場合及び門脈シャント・猫伝染性腹膜炎の場合の3種に限定し、かつ、原則として販売価格の50%の治療費を負担するというものである。

これは、動物の病気の発症原因、発症機序及び発症時期の特定は困難であり、かつ、動物販売業者の法的責任の存否及び範囲の特定も極めて困難であることから、事業者と消費者の公平を考えて定めたものであり、消費者からみても明確な保証内容である。

したがって、本件契約条項は、信義則に反して消費者を一方的に害するものとはいえず、法10条に当たらない。

イ なお、上記(1)のとおり、動物は不代替物であるため、ペットの売買において、契約不適合責任（目的物の修補、代替物引渡し、不足分引渡し）を観念することができず、民法562条の追完請求権が発生する余地はない。

民法563条の代金減額請求権は、追完請求権の補完として規定されたものであり、追完義務がない以上、その不能も観念し得ないのであるから、発生する余地はない。

また、命ある動物の場合、病気も含めて個体の個性であり、民法562

条の不適合に該当しない。生き物である動物に品質を観念することはできないし、治療行為による修補義務の履行を観念することもできないから、病気の治療行為は、同条所定の修補には当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 本件契約条項について

本件契約条項は、これを全体としてみると、被告のペット販売による債務不履行責任等に関し、本件契約書①において、保証規定として、同AないしCの規定により保証を行う旨を定め、本件契約書③において、同6、7及び10等の規定に定める事項については保証規定の適用外である旨を定めるとともに、本件契約書⑩において、保証規定が適用される場合以外は、購入した犬（猫）の返品、交換及び引取りはせず、保証規定が適用される場合であっても、返品及び返金はしない旨を定め、本件契約書末尾記載において、被告は契約書記載のもの以外は一切責任を負わない旨を定めることにより、被告が保証規定の範囲においてのみ債務不履行責任等を負うことを一体的に定めるものと解される。

したがって、本件契約条項中の規定が法8条1項1号、2号、8条の2又は10条に当たるかどうかを判断するに際しては、本件契約条項が上記のようなものであることを踏まえて、他の規定と併せて検討するのが相当であり、以下においては、このような観点から検討する。

2 本件契約条項中の規定が法8条の2に当たるか

(1) 動物であるペットは、民法上は、物であるところ（民法85条、86条参照）、物のうち、具体的な取引に際し、取引の一般通念に従って客観的にみて、同種・同質（同品質）・同量の他の物によって代えることができるものを代替物、そうでないものを不代替物という。他方、取引の当事者が主観的に物の個性に着眼して取引をしたものを特定物、そうでないものを不特定物という。

被告が店舗において販売するペットは、生命体という意味では唯一無二の存在であって、それぞれ外観や性質等の点で個性を備えている。被告の店舗

においてペットを購入した者は、通常、当該ペットの個性に着目して取引をしているから、目的物である当該ペットは、特定物といえる。

他方、取引の一般通念に従って客観的にみた場合、実際のペットの売買の場面において、当該ペットと同種・同質のペットを観念することはできる。例えば、犬について考えてみると、一般に、同じ犬種の犬は存在するといえる。また、取引の目的物の品質は、法律行為の性質又は意思表示によって定まり、これらによって定まらない場合、中等の品質になり（民法401条1項参照）、中等の品質は、社会通念によるところ、被告が店舗において販売するペットについては、被告が主張するように、体質や身体能力等の点で個体差があるとしても、それらや健康状態等について、社会通念により、中等の品質を観念することができるというべきである。

したがって、買主が被告の店舗から購入したペットは、当該ペットと同種・同質・同量の他の物によって代えることができるから、代替物であるといえることができる。

- (2) そうすると、被告が買主に対してペットを引き渡した時点で、当該ペットに障害や疾患があった場合、被告は、買主に対する目的物引渡債務を履行したということとはできず、買主に対して契約不適合責任を負い、買主は、債務不履行に基づく解除権を行使し得ることとなる（民法564条、541条、542条）。

本件契約書①AないしCの各規定は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載と併せてみると、被告の買主に対する保証の範囲について、病死、先天性障害、門脈シャント等といった契約不適合があった場合、一定条件の下で代替保証等を認めるものの、買主の返品による返金はしない旨を定めるものと解される。そうすると、これらは、買主による契約解除を認めず、その解除権を放棄させる規定であるといえる。

したがって、上記各規定は、本件契約書⑩の規定及び本件契約書末尾記載

と相まって、消費者である買主の解除権を放棄させるものといえるから、法 8 条の 2 に当たる。

3 本件契約条項中の規定が法 8 条 1 項 1 号に当たるか

(1) 本件契約書①Aの規定は、本件契約書末尾記載と併せてみると、被告が販売したペットが病死した場合、被告に債務不履行がある場合であっても、同価格程度の犬（猫）と代替保証すること以外の責任を負わないことを定めたものと解され、被告の債務不履行により買主に生じた損害を賠償する責任の全部を免除するものといえる。

したがって、本件契約書①Aの規定は、本件契約書末尾記載と相まって、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であり、法 8 条 1 項 1 号に当たる。

(2) 本件契約書①Bの規定及び本件契約書③6の規定は、本件契約書末尾記載と併せてみると、被告が販売したペットに、購入日から 3 か月以内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害があることが判明した場合、同価格程度の犬（猫）と代替保証するか、購入価格の 50 %を限度に治療費を負担することを定めつつ、獣医師が作成した、明らかに被告が起因となる疾病と証明した診断書及び治療明細書の提出がない場合、被告に債務不履行がある場合であっても、保証規定である本件契約書①Bの規定が適用されず、一切責任を負わない旨を定めたものと解され、被告の債務不履行により買主に生じた損害を賠償する責任の全部を免除するものといえる。

したがって、本件契約書①Bの規定及び本件契約書③6の規定は、本件契約書末尾記載と相まって、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であり、法 8 条 1 項 1 号に当たる。

(3) 本件契約書①Cの規定及び本件契約書③6の規定は、本件契約書末尾記載と併せてみると、被告が販売したペットに、購入日より 3 か月以内に門脈シヤント、猫伝染性腹膜炎（F I P）の発病があった場合、同価格程度の犬（猫）

と代替保証又は購入価格の50%を限度に治療費を負担することを定めつつ、獣医師が作成した、明らかに被告が起因となる疾病と証明した診断書及び治療明細書の提出がない場合、被告に債務不履行がある場合であっても、保証規定である本件契約書①Cの規定が適用されず、一切責任を負わない旨を定めたものと解され、被告の債務不履行により買主に生じた損害を賠償する責任の全部を免除するものといえる。

したがって、本件契約書①Cの規定及び本件契約書③6の規定は、本件契約書末尾記載と相まって、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であり、法8条1項1号に当たる。

4 本件契約条項中の規定が法8条1項2号に当たるか

(1) 本件契約書③7の規定は、本件契約書末尾記載と併せてみると、被告が販売したペットについて、買主に診断書代金等の損害が生じた場合であっても、被告の故意又は重大な過失の有無を問わず、被告が賠償責任を負わないことを定めたものと解される。そうすると、被告の故意又は重大な過失がある場合でも、被告の債務不履行により買主に生じた損害を賠償する責任の一部を免除するものといえる。

本件契約書③10の規定は、本件契約書末尾記載と併せてみると、被告が販売したペットの病気が人などに感染した場合に治療費等の損害が生じた場合であっても、被告の故意又は重大な過失の有無を問わず、被告が賠償責任を負わないことを定めたものと解される。そうすると、被告の故意又は重大な過失がある場合でも、被告の債務不履行により買主に生じた損害を賠償する責任の一部を免除するものといえる。

したがって、上記各規定は、本件契約書末尾記載と相まって、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項であり、法8条1項2号に当たる。

(2)ア 被告は、本件契約条項は、本件契約書末尾記載において、「当店が負える

責任は契約書記載のものであり、それ以外は一切責任を負いません。」と定めるにとどまり、被告に故意又は重大な過失がある場合であっても、本件契約書①AないしCの限度しか責任を負わないと明示するものではないし、本件協議条項のように契約事項に明記されていない問題が生じた場合についても柔軟に対応する旨を規定しているのであって、法8条1項2号が予定する契約条項に該当するものではないと理解することのできる条項となっている旨主張する。

しかし、本件契約書末尾記載は、その文言からすれば、被告に故意又は重大な過失がある場合であっても、被告は、本件契約書①AないしCの限度でしか責任を負わないことを示すものといえる。

また、本件協議事項は、契約事項に明記されていない問題が生じた場合、被告と購入者の話し合いとなる旨を定めるにとどまり、被告が何らかの責任を負う旨を定めたものではない。

したがって、本件契約書末尾記載の文言や本件協議事項の存在によって、本件契約条項が法8条1項2号の予定する契約条項に該当することが妨げられるとはいえず、被告の上記主張は採用することができない。

イ 被告は、仮に具体的事案で被告に故意又は重大な過失があり、それにより買主に損害が発生したのであれば、その限りで本件契約条項は無効とされるのであり（すなわち、本件契約条項の規定が法8条1項2号により抽象的に無効とされるものではなく）、そのような場合に至らない限り、本件契約条項自体は有効であるから、本件契約条項は、法12条3項の差止請求の対象とならない旨主張する。

しかし、法12条3項本文に基づく差止請求の制度は、消費者と事業者との間の取引における同種の紛争の発生又は拡散を未然に防止し、もって消費者の利益を擁護することを目的とするものであるところ、被告が主張するような限定解釈は、上記差止請求の制度の趣旨を没却し、消費者の利

益を損なうおそれがあるものであるから、そのような限定解釈をすることは相当でない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

5 本件契約条項中の規定が法10条に当たるか

(1) 法10条は、消費者契約の条項が、①任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を制限し、又は任意規定によれば消費者が本来負うことになる義務を加重している場合（すなわち、任意規定から消費者に不利な方向に乖離している場合）であって、かつ、②当該契約条項の援用によって、民法1条2項で規定されている信義則に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害する場合（すなわち、当該乖離が消費者契約において具体化される民法の信義則上許容される限度を超えている場合）に、当該契約条項を無効とするものである。

そして、②信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、法の趣旨、目的（法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである（最高裁平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）。

(2) 上記2(1)のとおり、被告が店舗において販売するペットは代替物である。

また、当該ペットに病気がある場合、その治療は、売買の目的物を契約内容に適合させる措置であり修補に当たると解されるから、ペットの売買において、修補請求権を観念することができる。

したがって、被告が買主に引き渡したペットが契約内容に適合しない場合、買主は、民法562条の追完請求権（代替物の引渡請求権、修補請求権）、民法563条1項の代金減額請求権及び民法564条（541条、542条）の解除権を行使し得る。また、その病気が治療することができないものである場合、修補が不能であるといえるから、買主は、民法563条2項1号に

より、代金減額請求権を行使することができる。

本件契約書①Aの規定は、本件契約書⑩及び本件契約書末尾記載と併せてみると、代替物の引渡請求権の行使期間を購入日より1年以内に制限するとともに、修補請求権、代金減額請求権及び解除権の行使自体をできなくするものと解され、民法566条において、買主が目的物の不適合を知った時から1年以内は、種類又は品質に関する目的物の不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求及び契約の解除をすることができる旨定めていること、売主が目的物の不適合につき悪意であるか、又は重大な過失によって目的物の不適合を知らなかったときは期間制限もないとしていることに比して、消費者の権利を制限する条項である。

また、法の趣旨及び目的に照らし、上記のとおり本件契約書①Aの規定は代替物の引渡請求権の行使期間を制限し、修補請求権等の行使をできなくするなど、消費者の権利を制限するものであること、同規定により買主が受ける不利益等を総合考慮すると、同規定は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえる。仮に被告が主張するように、動物の病気の発症原因、発症機序及び発症時期の特定が困難であり、かつ、動物販売業者の法的責任の存否及び範囲の特定が極めて困難であるとしても、それは、ペットの買主における契約不適合等の立証の問題であり、買主が本来有している権利を上記のとおり一律に制限することを正当化する事情にはなり得ない。

したがって、本件契約書①Aの規定は、本件契約書⑩及び本件契約書末尾記載と相まって、法10条に当たる。

6 小結

以上に加えて、前記前提事実(2)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、法8条1項1号、2号、8条の2、10条に規定する消費者契約の条項である本件契約条項（本件契約書①AないしC、本件契約書③6、7及び10、本件契約書⑩並びに本件契約書末尾記載）を含む消費

者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある
と認められる。

したがって、原告は、被告に対し、法12条3項に基づき、①本件契約条
項の各規定を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の停止、②上記
各規定が記載された書面及び電磁的記録の破棄、③これらの行為の停止又は予
防に必要な措置として、従業員らに対し上記意思表示を行うための事務を行わ
ないことの指示をするよう請求することができる。

7 結論

よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容することとし、主
文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

岡田伸太

岡 田 伸 太

裁判官

向井敬二

向 井 敬 二

裁判官

野田 翼

野 田 翼

別紙

契約条項目録

- 1 ①当店では以下のA、B、Cのペット保証を行っております（以下「本件契約書①」といい、同AないしCをそれぞれ「本件契約書①A」、「本件契約書①B」及び「本件契約書①C」という。）。

A 病死の場合

適切なワクチン接種を実施していたのにも関わらず、ご購入日より1年以内に病死した場合は同価格程度の犬（猫）と代替保証いたします。（ただし、獣医師の診断書が必要です。）

B 先天性障害の場合

ご購入日より3か月以内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。ただし幼少期治療が必要か判断がつきにくい生体や成長過程で判断する症状（別紙（省略）にて説明）は保証することはできません。

C 門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の場合

ご購入日より3か月以内に門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

- 2 ③下記の事項につきましては保証の適用ではありません（以下「本件契約書③」といい、同6、7、10をそれぞれ「本件契約書③6」、「本件契約書③7」及び「本件契約書③10」という。）。

6. 獣医師が作成した、明らかに当店が起因となる疾病と証明した診断書ならびに治療明細書の提出がない場合

7. 診断書代金・飼育費・用品代・交通費・人件費・美容代・ワクチン代・埋葬

費等の諸経費

10. 犬（猫）の病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害の賠償

3 ⑩保証の範囲 保証が適用される以外は、お買い上げの犬（猫）の返品、交換、引き取りはいたしません。なお、保証の適用があっても、返品、返金はいたしません（以下「本件契約書⑩」という。）

4 当店が負える責任は契約書記載のものであり、それ以外は一切責任を負いません（以下「本件契約書末尾記載」という。）。

以 上

別紙

消費者契約法の定め

2条（定義）

2項 この法律（中略）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

4項 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和43年法律第78号）8条の消費者団体をいう。以下同じ。）として13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

1項 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

1号 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

2号 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項

8条の2（消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者はその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とする。

10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその

承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな
い規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を
加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反し
て消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

5 12条（差止請求権）

3項 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに
際し、不特定かつ多数の消費者との間で8条から10条までに規定する消
費者契約の条項（8条1項1号又は2号に掲げる消費者契約の条項にあつ
ては、同条2項の場合に該当するものを除く。（中略））を含む消費者契
約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある
ときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又
は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若し
くは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法
及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効と
されないときは、この限りでない。

15 41条（書面による事前の請求）

適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴
えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他
の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達
した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができな
い。ただし、当該被告となるべき者がその差止請求を拒んだときは、この限り
でない。

以上

これは正本である。

令和 7 年 12 月 3 日

横浜地方裁判所第 1 民事部

裁判所書記官 天野育男

